

第6期計画（令和5年度の成果目標）の進捗状況および 第7期計画（令和8年度の成果目標）に係る国の指針について

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 地域生活移行者数

令和元年度末時点における福祉施設の入所者数は、536人でした。

本市では、国が示した値（地域生活移行者6%以上）を基本としながら、本市の実情を踏まえ、施設入所者の約3.6%、19人が地域生活へ移行することを目標としました。

・第6期計画における数値目標

項目	数値	備考
基準日の全入所者数 A	536人	令和元年度末の施設入所者数
【令和5年度末目標値】 地域生活移行者数 B	19人 3.6%	上記のうち、地域のグループホームや自宅等への移行者数 (割合は、 $B \div A$)

・第6期計画における進捗状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	累計 (4年間)	目標値
				見込み(※1)		
移行者数	6人	1人	2人	3人	12人	19人
基準日全入所者数との比率	1.12%	0.18%	0.37%	0.56%	2.23%	3.6%
全国比率(※2)	1.25%	1.09%	1.13%	1.22%	4.69%	6.0%

※1 令和5年度の見込み数：令和2年度から令和4年度までの移行者数の平均値

※2 全国比率は「成果目標に関する参考資料」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課作成）から抜粋（令和4年以降は推計値）

○ 分析

- ・本市において、令和4年度までに地域生活に移行した9人のうち3人が自宅に、6人がグループホームに移行している。
- ・施設入所者の重度化・高齢化が進み、自宅やグループホームへの地域移行が難しい状況にある。

○ 第7期計画における国の基本指針の数値目標

施設入所者の地域生活移行者数に関する目標	
令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の <u>6%以上</u> が地域生活へ移行することを基本とする。	
函館市 障がい福祉計画	※仮に国の示した値と同じ数値を目標値とした場合 令和4年度末の施設入所者数 536人 × 6% ÷ 32人 (令和5年度～令和8年度)

○ 協議事項①

今後も、施設入所者の高齢化や重度化が進み、地域への移行は伸び悩むことが想定されます。第6期も目標に達していませんが、地域移行に向けた取組みを更に推進し、第6期の実績12人および今後新設予定の共同生活援助事業所2か所（定員17人）への入居者を6人として見込み、18人以上（3.4%以上）の方が地域へ移行することを目標としてはどうか。

(2) 減少見込入所者数

・ 第6期計画における数値目標

項目	数値	備考
基準日の全入所者数 A	536人	令和元年度末の施設入所者数
【令和5年度末目標値】 減少見込み入所者数 B	9人 1.6%	上記のうち、令和5年度末時点の施設入所者数の見込みおよび減少数見込み（割合は、B ÷ A）

・ 第6期計画における進捗状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
				見込み(※)	目標値
年度末現在の全入所者数 C	533人	539人	536人	533人	527人
減少数 D	3人	▲3人	0人	3人	9人
比率 D ÷ A	0.6%	▲0.6%	0%	0.6%	1.6%
全国比率	0.5%	0.8%	0.6%	2.5%	1.6%

※ 令和5年度の見込み数：直近3年の減少者数の最大値

○ 分析

- ・地域移行による退所者のほか，入院や死亡による退所者が一定数いるものの保護者の高齢化などにより待機者もいるため，目標値の達成は厳しい状況である。

○ 第7期計画における国の基本指針の数値目標

施設入所者数の削減に関する目標（継続）	
令和8年度末時点で，令和4年度末の施設入所者数の 5%以上 を削減することを基本とする。	
函館市 障がい福祉計画	※仮に国の示した値と同じ数値を目標値とした場合 令和4年度末の施設入所者数 536人 × 5% ÷ 27人 (令和6年度～令和8年度)

○ 協議事項②

入院，死亡による退所者が一定数いるが，同数の方が新たに入所するものと想定し，新設する共同生活援助事業所へ地域移行する6人分（1.1%）を削減することを数値目標としてはどうか。

2 一般就労への移行等

(1) 一般就労移行者数

令和元年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労した人は57人でした。

本市では、国が示した値（令和5年度の年間就労移行者数が令和元年度実績の1.27倍）を基本としながら、本市の実情を踏まえ、令和5年度中に令和元年度実績の約1.27倍の72人が、一般就労に移行することを目標としました。

・第6期計画における数値目標

項目	数値	備考
令和元年度の 年間一般就労移行者数 A	57人	北海道調査における 函館市の一般就労移行者数
【令和5年度末目標値】 目標年度の年間一般就労 移行者数 B	72人	令和5年度において就労移行支援 事業等を通じて一般就労する者の数 (倍率は、 $B \div A$)
	1.27倍	

・第6期計画における進捗状況

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値
					見込み(※2)	
年間一般就労 移行者数 C	57人	39人	56人	60人	64人	72人
倍率 $C \div A$	1.0倍	0.7倍	1.0倍	1.1倍	1.1倍	1.27倍
全国の倍率(※3)	1.0倍	0.8倍	1.1倍	—	—	1.27倍

※1 令和5年度の見込み数：（令和4年度移行者数60人）×前年増加率（1.07）＝64人

※2 全国の倍率は「成果目標に関する参考資料」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課作成）から抜粋

○ 分析

- ・一般就労に移行した障がい者が、移行前に利用していた主なサービスは、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）である。
- ・令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一般就労への移行者数の伸び率が鈍化した。

○ 第7期計画における国の基本指針の数値目標

<p>就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者に関する目標</p> <p>令和8年度中に令和3年度実績の<u>1.28倍以上</u>が就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行することを基本とする。</p> <p>この際、就労移行支援事業については、令和3年度実績の<u>1.31倍以上</u>、就労継続支援A型事業については、令和3年度実績の<u>1.29倍以上</u>、就労継続支援B型事業については、令和3年度実績の<u>1.28倍以上</u>を目指すこととする。</p>	
<p>函館市 障がい福祉計画</p>	<p>※仮に国の示した値と同じ数値を目標値とした場合 令和3年度中の移行者数 56人×1.28 ÷ 72人 <内訳></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就労移行支援事業 令和3年度中の移行者数 32人×1.31 ÷ 42人 ・ 就労継続支援A型事業 令和3年度中の移行者数 12人×1.29 ÷ 15人 ・ 就労継続支援B型事業 令和3年度中の移行者数 12人×1.28 ÷ 15人 (令和8年度)

○ 協議事項③

一般就労に移行する者はすでに移行してきた結果、函館市における一般就労移行者数の伸びは鈍化しているが、令和6年4月、令和8年7月に段階的に法定雇用率が引き上げられることから、国の基本指針と同率の目標を設定してはどうか

(2) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合（新規）

○ 第7期計画における国の基本指針の数値目標

<p>就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合に関する目標</p> <p>令和8年度中に就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が<u>5割以上</u>の事業所を全体の<u>5割以上</u>とすることを基本とする。</p>	
<p>函館市 障がい福祉計画</p>	<p>※仮に国の示した値と同じ数値を目標値とした場合 就労移行支援事業所 8か所×5割 = 4か所 (令和8年度)</p>

○ 協議事項④

この目標が令和6年度からの新規の目標であることから、国の基本指針と同率の目標で設定してはどうか。

(3) 就労定着支援事業の利用者の割合

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち7割の方が就労定着支援事業を利用することを目標としました。

・第6期計画における数値目標

項目	数値	備考
令和5年度の 年間一般就労移行者数（推計） A	72人	令和5年度における就労移行支援事業を通じて一般就労に移行する者の数
【令和5年度末目標値】 就労定着支援事業の 利用者数 B	50人 7割	割合は、 $B \div A$

・第6期計画における進捗状況

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値
就労定着支援事業利用者数	6人	7人	7人	8人	50人
就労定着支援事業利用者の割合	2割	1割	1割	1割	7割

※2 令和5年度の見込み数：（令和4年度利用者数7人）×平均増加率（1.08）＝8人
平均増加率：前々年度の増加率と前年度増加率の平均値

○ 分析

- ・本市における就労定着支援事業所は、現在2か所のため、利用者数も伸び悩んでいる。

○ 第7期計画における国の目標設定の考え方

障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数および事業所ごとの就労定着率（過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合をいう。以下同じ。）に係る目標値を設定することとする。

○ 第7期計画における国の基本指針の数値目標

就労定着支援事業の利用者の割合に関する目標	
令和8年度中に令和3年度実績の <u>1.41倍以上</u> が就労定着支援事業を利用することを基本とする。	
函館市 障がい福祉計画	※仮に国の示した値と同じ数値を目標値とした場合 就労定着支援事業利用者 7人 × 1.41 ÷ 10人 (令和8年度)

○ 協議事項⑤

現在の2か所の事業所の対応可能な人数の範囲内であり、国の基本指針と同率の目標で設定してはどうか。

(4) 就労定着支援事業の就労定着率

令和5年度における就労定着支援事業について、就労定着率が8割以上の事業所が就労定着支援事業所全体の7割となることを目標としました。

・ 第6期計画における数値目標

項目	数 値	備 考
令和5年度の 就労定着支援事業所数（推計） A	3か所	障がい福祉サービス事業所に関する調査結果から推計
【令和5年度末目標値】 就労定着率が8割以上の 就労定着支援事業所数 B	2か所 7割	割合は、 $B \div A$

・ 第6期計画における進捗状況

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	目標値
就労定着支援事業所数	2か所	2か所	2か所	3か所
就労定着率が8割以上の 就労定着支援事業所数	1か所	1か所	1か所	2か所
割合	5割	5割	5割	7割

※ 令和5年度見込値

○ 第7期計画における国の基本指針の数値目標

就労定着支援事業の利用者の割合に関する目標	
令和8年度における就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合が <u>2割5分以上</u> とすることを基本とする。	
函館市 障がい福祉計画	※仮に国の示した値と同じ数値を目標値とした場合 $就労定着支援事業所2か所 \times 2割5分 \div 1か所$ (令和8年度)

○ 協議事項⑥

第6期の見込値は就労定着率が8割以上の事業所が全体の5割となることから、就労定着率は国の基本指針に基づき7割とし、事業所の割合については本市の状況を勘案し5割以上としてはどうか。

3 障がい児支援の提供体制の整備

○ 第6期計画における目標

医療的ケア児や重度心身障がい児等が適切な支援を受けることができるよう保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図り、函館地域障害者自立支援協議会において協議を行うとともに、北海道が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了者の増員を図ることを目標としました。

○ 第6期計画における進捗状況

医療的ケア児が適切な支援を受けることができるよう函館地域障害者自立支援協議会において、医療的ケア児と家族のための支援ガイドブックを作成します。

北海道が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度は研修会の実施がありませんでしたが、令和4年度においては、1名が養成研修を修了しました。

○ 第7期の成果目標

(1) 児童発達支援センターの設置

本市では、児童発達支援センターが2か所設置されております。障がいの重度化・重複化に対応し、児童発達支援センターを中核とした重層的な体制の構築を目指すとともに、地域支援機能を強化することにより、障がいのある子ども地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進を図ります。

(2) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

本市では、主に重度心身障害児を支援する発達支援事業所および放課後デイサービス事業所は既に1か所以上確保されておりますが、今後は、重症心身障害児や医療的ケア児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう地域におけるニーズを把握するとともに、課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置

函館地域障害者自立支援協議会において協議を行うとともに、医療的ケア児と家族のための支援ガイドブックによる情報提供を行います。また、北海道が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修について関係者に周知し受講を促すことで、修了者の増員を図ります。

4 相談支援体制の充実・強化等について

○ 第6期計画における目標

令和2年度に整備した「函館市障がい児・者あんしんネットワーク」の機能を充実させるとともに、評価基準を作成し、函館地域障害者自立支援協議会において、運用状況の検証および検討を行います。

令和4年度から、市内10か所の函館市地域包括支援センターを多機能化し、新たな福祉拠点（多機能型地域包括支援センター）を整備することにより、アウトリーチを含む相談支援体制の充実・強化につなげる事業を行います。

○ 第6期計画における進捗状況

「函館市障がい児・者あんしんネットワーク」については、運用状況を函館地域障害者自立支援協議会にて報告し、評価基準の作成や機能の充実に向け検討を進めている。また、令和4年4月より、市内10か所の函館市地域包括支援センターを多機能化し、新たな福祉拠点として整備しました。

○ 第7期の成果目標

平成27年度に設置した基幹相談支援センターにおいて、引き続き、様々な障がい種別に対応した総合的・専門的な相談支援を実施します。

また、函館地域障害者自立支援協議会において、関係機関が抱える困難ケースなどの個別事例の検討を行い、地域の支援体制のさらなる充実を図ります。

項目名	令和4年度実績
総合的・専門的な相談支援の実施	有
地域の相談支援体制の強化	
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	60件
地域の相談支援事業所の人材育成支援件数	10件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12件
協議会における個別事例の検討	
専門部会の設置数	5
専門部会の実施回数（頻度）	6回（2か月毎）

5 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組の実施

○ 第6期計画における目標

障がい福祉サービス等に係る各種研修を活用し、事業所職員等の技術力の向上を図るほか、指定障がい福祉サービス事業者および指定障がい児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施およびその成果を関係者間で共有します。

○ 第6期計画における進捗状況

函館地域障害者自立支援協議会の専門部会ごとにテーマを設け各種研修会を実施するほか、事業所の要請により市職員による出前講座を実施しました。事業所に対する指導監査については、適正に実施し、関係機関で共有しています。

○ 第7期の成果目標

北海道や函館地域自立支援協議会で実施する研修へ市職員が参加することで、障がい福祉サービス等への理解を深めていきます。

また、市内の障害福祉サービス事業所等の適正な運営の確保を図るため、指導監査を適正に実施するとともに、監査結果を関係自治体と共有します。

6 地域生活支援の充実

○ 第7期の成果目標

令和2年度から地域生活支援拠点（あんしんネットワーク）の運用を開始するとともに、地域生活を支援するためのサービス提供体制の総合調整を図るコーディネーターを配置しており、引き続き、運用状況を函館地域障害者自立支援協議会で報告し、年1回以上運用状況の検討を行います。

また、障害福祉サービスの利用に係る障害支援区分認定調査により、強度行動障がい者を有する障がい者の支援ニーズを把握し、地域生活支援拠点（あんしんネットワーク）との連携に努め、必要な支援を行います。

7 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○ 第7期の成果目標

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を毎年度1回以上開催し、支援体制づくりを推進します。